平成２２年（フ）第４５号
岐阜市小野３丁目89番地５
債務者　**楽**原　康伸
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
岐阜市小野３丁目89番地５
債務者　**楽**原　利恵
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３２４９号
名古屋市西区那古野２丁目18番１号
債務者　古田　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１号
愛知県碧南市住吉町１丁目１番地
債務者　杉浦　孝美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
愛知県碧南市住吉町１丁目１番地
債務者　杉浦　絹子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
愛知県豊田市平芝町３丁目17番地６
債務者　竹之内眞知子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６号
兵庫県篠山市住吉台79番地３
債務者　髙木　留美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
兵庫県姫路市広峰１丁目11番12号小山崎マンション
債務者　毛利　雅尚
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７１９号
兵庫県姫路市飾磨区今在家６丁目70番地ハイツメロディ203号
債務者　網野千恵美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２１８０号
広島市東区二葉の里２丁目２番38―201号
債務者　宮本　法明
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６号
広島県東広島市西条町田口3584番地３
債務者　上川　宣秀
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６号
広島県安芸郡坂町坂東１丁目11番23号
債務者　尾崎　　浩
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７号
広島市安芸区船越南４丁目８番39号
債務者　焼肉キリンこと　本田　武次
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５号
広島県廿日市市上平良1439番地６
債務者　吉川　正視
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５号
広島市安佐北区落合１丁目44番７―301号河原Ｋ―３ビル
債務者　油井美智子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１６号
広島市安佐南区大町東１丁目６番５―７―207号
債務者　畝本　稔行
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１７号
広島市安佐南区大町東１丁目６番５―７―207号
債務者　畝本　　幸
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８号
愛媛県宇和島市桝形町３丁目７番21号
債務者　山口　久雄
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部